最終更新日：2016年6月27日
片倉工業株式会社
代表取締役社長　佐野公哉
問合せ先：企画部企画課　03-6832-0221
証券コード：3001
http://www.katakura.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、経営理念・経営ビジョンに基づき、企業活動を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、健全で豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。
当社は、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題として位置付け、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定並びに適切な監督・監視を図るとともに、中長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。
また、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主との建設的な対話に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-2　外部会計監査人】
（補充原則3-2-1）
監査役会では、外部会計監査人の選定・評価に関する明確な基準は策定しておりません。日本監査役協会のガイドライン等を参考にして、策定について今後検討してまいります。

【原則4-1　取締役会の役割・責務(1)】
（補充原則4-1-3）
現在、当社は最高経営責任者等の後継者の計画を定めておりません。
最高経営責任者等に求められる知識・経験等の要件や取締役会によるその監督のあり方について今後検討してまいります。

【原則4-2　取締役会の役割・責務(2)】
（補充原則4-2-1）
現在、当社は中長期的な業績と連動した報酬体系とはなっておりませんが、自社株報酬の導入について今後検討してまいります。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則4-11-3）
取締役会において十分な議論を重ねて、「当社に相応しい取締役会のあり方」を定めてまいります。
その後、取締役会において「当社に相応しい取締役会のあり方」について現状の分析・評価を加え、毎年、その結果の概要を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先との関係において、中長期的な企業価値向上に資すると判断される株式については保有します。
また、主要な政策保有株式については、毎年、取締役会で将来の見通しを踏まえた保有意義を検証し、保有意義が認められない株式については売却を進めます。
株式の議決権行使にあたっては、議案の内容を個別に検討し、議決権を行使します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社と取締役との利益相反取引や主要株主等との取引につきましては、あらかじめ取引の有無を確認し、取締役会で承認することにより、会社や株主共同の利益を害することのない枠組みとなっております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、創業から140年以上の長きにわたり培われた社風である「親和協力」のもと、ステークホルダーの皆様の満足を得ることに努め、社会と共に持続的な発展を目指すために、以下の経営理念を掲げております。
＜経営理念＞
　カタクラグループは、信義、誠実、親和協力を旨とし、命と健康を守り健全で豊かな社会の実現に貢献する。

また、「分散（多角化経営）と融合（シナジーの強化）」を追求し、それぞれの発想と、それぞれの技術・経験を持ち寄り、それぞれの市場の潮流を読むことで、以下のテーマに取り組んでまいります。
＜経営ビジョン＞
分散と融合を追求し、健康、安全・快適、環境との共生を実現する企業集団を目指し、新しい「成長の芽」を創り出す。
　1．人々の健康な暮らしに貢献する事業を創り出す。
　2．人々の安全で快適な暮らしに貢献する事業を創り出す。
　3．環境に貢献する事業を創り出す。

当社は、経営理念・経営ビジョン及び、中期経営計画「カタクラ2016」を策定しており、当社ホームページで概要を開示しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「Ⅰ 1．基本的な考え方」に記載しております。
（3）取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、会社の業績及び各取締役の役割・成果などを勘案して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社長が社外取締役との協議を経て支給額を決定し、取締役会の承認をもって支給されております。
（4）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役候補者の指名に当たっては、それぞれの知識・経験、人格・識見等を総合的に勘案し、社長が社外取締役との協議を経てその職務と責任を全うできる適任者を指名しております。
(5)取締役会が上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類に開示いたします。

【原則4-1　取締役会の役割・責務(1)】
(補充原則4-1-1)
取締役会は、取締役会規則を定め、法令に準拠して取締役会で決議する事項を定めております。それ以外の事項については、社内規程により業務執行取締役が業務執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。
独立社外取締役は、専門的な知識・経験と客観的な立場から、取締役会の意思決定に積極的に対応しており、業務執行に対する適切な監督を行なうことで、役割・責務を充分に果たしております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を評価しており、この基準に照らした上で、更に実質的に一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立社外取締役を選任しております。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
(補充原則4-11-1)
当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、規模に対し適正人員と考えております。
また、取締役会全体としてのバランスや多様性についても専門性や経験等の異なる多様な人材で構成されております。

(補充原則4-11-2)
当社の取締役・監査役が他会社の役員を兼任している数は合理的な範囲にとどまっております。
なお、取締役及び監査役の重要な兼任の状況については、株主総会招集通知の参考書類並びに有価証券報告書において開示しております。

(補充原則4-11-3)
取締役会において十分な議論を重ねて、「当社に相応しい取締役会のあり方」を定めてまいります。
その後、取締役会において「当社に相応しい取締役会のあり方」について現状の分析・評価を加え、毎年、その結果の概要を開示いたします。

【原則4-14　取締役・監査役のトレーニング】
(補充原則4-14-2)
当社は、取締役及び監査役に対しては、就任時の役員研修に加え、適宜必要な事項に対する外部機関による研修を積極的に提供しております。
また、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループを構成する各事業についての理解を深めるため、必要に応じて、情報提供や事業所視察などを実施しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話の重要性を認識しており、これを促進するため、以下の対応に努めております。
(1)株主との対話は企画部広報・IR 室が窓口となり、株主との対話全般についてはIR統括取締役を指定しております。
(2)企画部広報・IR 室は当社グループの各部署と有機的な連携を図り、対話の促進に努めております。
(3)「投資家説明会」を年2回実施し、機関投資家との個別面談も申し出に対して丁寧に対応しているなど、IR活動の充実に努めております。
また、ホームページの投資家向け情報を充実させ、当社グループに対する理解の促進に努めております。
(4)説明会等の場を通じて寄せられた株主や機関投資家からの意見は、経営陣や取締役会に適宜報告しております。
(5)対話に際しては、関連法規や社内規程を遵守し、インサイダー情報の管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,600,000	10.22
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,115,000	6.00
株式会社みずほ銀行	1,690,000	4.79
農林中央金庫	1,690,000	4.79
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド(常任代理人　立花証券株式会社)	1,545,000	4.38
大成建設株式会社	1,400,000	3.97
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1,072,000	3.04
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,028,000	2.92
みずほ信託銀行株式会社	1,023,000	2.90
明治安田生命保険相互会社	999,000	2.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前山忠重	他の会社の出身者								△			
岩ケ谷研司	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前山忠重	○	平成28年6月　アピックヤマダ株式会社取締役 当社の借入先である株式会社八十二銀行の出身者(平成21年6月　株式会社八十二銀行常務取締役退任)でありますが、当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業務執行事項の決定に関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしており、当社社外取締役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
岩ケ谷研司	○	平成27年6月　農林中金ファシリティーズ株式会社監査役 当社の借入先である農林中央金庫の出身者(平成20年6月　農林中央金庫事業再生部長退職)でありますが、当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業務執行事項の決定に	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断して選任しており、当社社外取締役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも

		関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。	該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から随時監査の経過、内容について報告を受けるとともに、定期的に意見交換を実施しており、必要に応じ往査に立会い、その手続きを確認しております。また、監査役は内部監査部門の監査結果についての報告書を確認するとともに、必要に応じ内部監査部門と意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五日市喬弘	他の会社の出身者										△			
前田勝生	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五日市喬弘	○	平成27年6月　株式会社千葉興業銀行監査役 平成28年3月31日まで損保ジャパン日本興亜ビジネスサービス株式会社の代表取締役会長でありましたが、現在は退任しております。 当社との各種損害保険業務に関する取引がある損害保険ジャパン日本興亜株式会	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断して選定しており、当社社外監査役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れ

		社の出身者でありますが、同社との取引は定常的なものであります。	はないものと判断し、独立役員として指定しております。
前田勝生	○	平成28年4月　明治安田ライフプランセンター株式会社代表取締役会長 平成28年3月31日まで明治安田生命保険相互会社の専務執行役でありましたが、現在は退任しております。 当社の借入先である明治安田生命保険相互会社の出身者でありますが、当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業務執行事項の決定に関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。 また、明治安田生命保険相互会社と当社の間には、各種生命保険業務に関する取引がありますが、定常的な取引であります。	生命保険会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断して選定しており、当社社外監査役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員として指定しております。
なお、当社は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を評価しており、この基準に照らした上で、更に実質的に一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立社外取締役を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在、当社は中長期的な業績と連動した報酬体系とはなっておりませんが、自社株報酬の導入について今後検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬の総額162百万円（平成27年12月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、会社の業績及び各取締役の役割・成果などを勘案して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社長が社外取締役との協議を経て支給額を決定し、取締役会の承認をもって支給されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポートについては、随時、総務部秘書室にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

企業統治体制の概要
当社は監査役会設置会社であり、４名の監査役（常勤監査役２名・非常勤監査役２名／男性４名）で監査役会を構成しております。うち２名は、社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類等の閲覧を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
当社は経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役は８名（男性８名）の少人数で構成しており、うち２名は、社外取締役であります。また、業務執行機能の強化を図るために、執行役員制度（執行役員１名／男性１名）を導入しております。取締役会は、原則として月１回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行っております（平成27年12月期は12回開催）。
経営の意思決定をより迅速に行う観点から業務執行に関する事項のうち重要な業務案件については、原則週１回開催している経営会議において検討しております（平成27年12月期は59回開催）。

責任限定契約の概要
当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガバナンス体制の向上を図るため、少人数で構成する業務執行取締役と執行役員により、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役（２名）及び社外監査役（２名）が取締役会へ出席して取締役の職務執行状況を監視・監督する体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に議案の内容を十分に理解していただく時間を確保するため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文による招集通知は、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、定期的な決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算情報、有価証券報告書、業績の推移等	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「カタクラグループ行動憲章」を平成14年4月1日に制定（最終改定日：平成21年9月1日）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ等を活用した迅速かつ正確な情報開示を推進

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「カタクラグループ行動憲章」を制定し、企業倫理のさらなる向上と社内規程の周知・徹底を図ります。
(2) 当社は、取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役を選任します。
(3) コンプライアンスの推進については、各部門及びグループ各社で実施するとともに、当社はコンプライアンス担当部門を設置し、担当役員を選任することにより、グループ全体の総合的なコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。
(4) 当社グループは、「企業倫理通報規程」に基づき、内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図ります。
(5) 当社は、社長直轄の監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。
(6) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
(7) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部門を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び文書・情報管理に係る社内規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には常時閲覧できる体制とします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社及びグループ各社の事業活動に係る様々なリスクについて、各部門及びグループ各社で管理するとともに、「リスク管理規程」に従い、社長を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
(2) 新たにリスクが発生した場合は、速やかに担当部門を決定し対応します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社及びグループ各社は、別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備します。
(2) 当社及びグループ各社は、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。
(3) 当社は、職務の執行に関する事項のうち重要なものについては、原則週１回開催している経営会議において検討します。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、当社の関係会社管理規程に従い、グループ各社に財務状況、事業計画の進捗状況等について当社のグループ担当部門に対し定期的に報告させるものとし、当社取締役会に対し報告します。
(2) 当社は、当社取締役及びグループ各社の社長で構成される会議を定期的に開催し、グループ各社との連携を図ります。
(3) 当社は、当社の監査部門により定期的にグループ各社の内部監査を実施し、業務の適正を図ります。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役から使用人を置くことの要求があった場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命します。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者についての任命、解任、異動、賃金改定等は監査役の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて会計監査人又は取締役もしくはその他の者から報告を受けることができます。
(2) 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について報告を行います。
(3) グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については速やかに報告するとともに、当社のグループ担当部門にも報告するものとします。
(4) 当社のグループ担当部門は、上記の報告（当社の監査役の求めに対して行われた報告を除きます。）を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告するものとします。

9．上記8．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。
(2) 監査役は、監査役に報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、業務の執行状況を把握するために、役員部長会やリスク統括委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換のための会議を開催します。

12．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
(1) コンプライアンス
当事業年度は、当社及びグループ各社を対象とした研修の実施、並びに当社の全従業員に対して、eラーニングによる教育を実施するとともに、メールマガジンの配信、掲示物の配付等により、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
(2) 内部通報制度
当社は、平成21年度から外部の事業者へ窓口業務を委託して、当社グループの全従業員を対象とした内部通報制度「グループホットライン」を運用しております。
当事業年度は、通報内容の監査役への報告体制を整備する観点から、当社の監査役を「グループホットライン」の報告先に

加えました。
(3) グループ全社のリスクマネジメント
当社グループ全体のリスクマネジメントを目的として、リスク統括委員会を計4回開催しました。さらに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる、マイナンバー法)の施行に伴い、個人番号及び個人情報の流出等を防止するために「マイナンバー管理規程」を新設しました。
(4) 内部監査
当社の各部門及びグループ各社に対する、監査部門による監査を今期は計10回実施しました。各監査結果については都度、取締役会に報告し、見出された問題点の是正・改善に努めました。
(5) 金融商品取引法上の内部統制
内部統制業務推進委員会が当社の各部門及びグループ各社へ、今期は計16回出向き、内部統制に対する意識の向上と管理体制の強化について浸透を図りました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、総務部を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、敵対的買収に対する具体的な施策はとっておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券取引に関する法令および証券取引所の諸規則、並びに社内規程「内部者取引管理規程」に基づき、投資者等への適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うべく、開示体制の整備に努めてまいります。

1. 適時開示に係る社内体制
(1)決定事実に係る情報
情報管理統括責任者である社長と情報管理責任者との協議により開示が必要と判断した決定事実に係る情報は、取締役会での承認や経営会議での決定がなされた後に遅滞なく、企画部広報・IR室による開示手続きにより、適時開示を実行します。
(2)発生事実に係る情報
投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす可能性があるものが生じた場合は、発生事実を所管する各部門の統括責任者から情報管理責任者に直ちに当該発生事実が報告されます。情報管理責任者は、開示の必要性について社長と協議を行い、開示が必要と判断した場合は、企画部広報・IR室に対して開示手続きの指示を行います。
(3)決算に係る情報
決算短信、有価証券報告書等に関する決算情報は、経理部が担当し、取締役会の承認を得て、情報管理責任者の指示に基づき、開示手続きを行います。
(4)子会社に係る情報
子会社に係る重要な決定事実・発生事実については、各子会社の社長から、直ちに情報管理責任者に報告されます。情報管理責任者は、開示の必要性について社長と協議を行い、開示が必要と判断した場合は、企画部広報・IR室に対して開示手続きの指示を行います。

2. 会社情報の集約・管理体制
適時開示の対象となる会社情報は、社内規程に基づき、全て情報管理責任者に集約されます。情報管理責任者は、当社各部門および子会社と連携して、集約された会社情報が重要情報に該当するか否かの判定や、重要情報の開示の要否、時期、方法について検討する体制となっております。
また、情報管理責任者は、社内規程に基づき、重要情報が開示されるまでの間、情報保有者、関係部門および子会社に対し情報管理の徹底に努めております。

【参考資料：模式図】

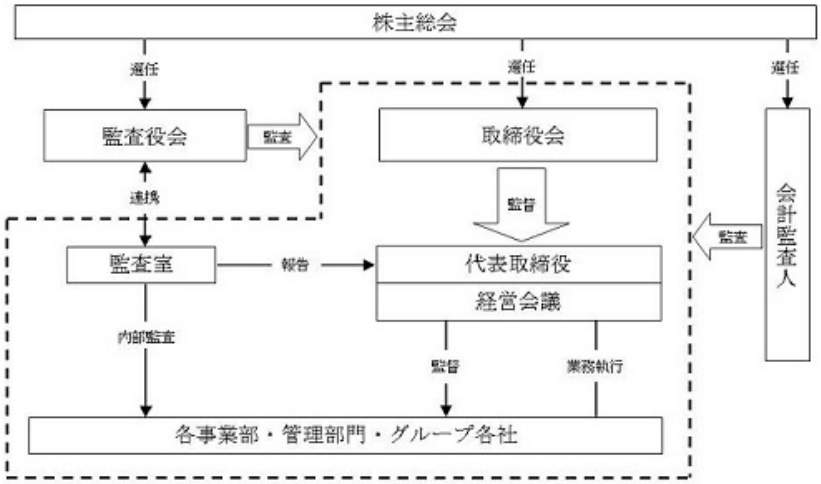
株主総会
選任
選任
選任
監査役会
監査
取締役会
連携
監督
監査室
報告
代表取締役
経営会議
会計監査人
監査
内部監査
監督
業務執行
各事業部・管理部門・グループ各社